

別記様式第1号 遊漁承認証

別記様式第2号 漁場監視員証



綾北川槻木漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第17号共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、綾北川槻木漁業協同組合が、免許を受けた内共第17号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うなぎ、こい、やまめ、はえ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内に於いて、遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り及び蚊針による遊漁の場合には口頭又は別記第1号の遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項申請又は届出があった場合に当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、当該申請又は届出を承認するものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具漁業による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣り	3本以内
竿釣り	3本以内
蚊針	1本とする
投網	50統以内 11節以下の太めの網長さ3mまで
カシ針	1人20本（流し針は出来ない）

2 遊漁者の漁法は、第1項による漁法のみを制限する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁法を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
やまめ	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 前項の公表は、熊本日新聞に掲載するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名称	大きさ
うなぎ	全長 25 センチメートル以下
こい	全長 10 センチメートル以下
やまめ	全長 15 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第 6 条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、高校生以下の児童・生徒及び多木町が募集した「ふるさとの森の会員」で多良木町が証明書を発行した者については無料とする。

魚種	漁具漁法	遊漁料
あゆ	手釣り、竿釣り、投網	1 日 1,000 円
うなぎ	手釣り、竿釣り、カシ針	1 年 4,000 円
こい	々	
やまめ	手釣り、竿釣り、蚊針	
はえ (おいかわ)	々	

2 遊漁料の納付は、球磨郡多良木町大字多良木、綾北川槻木漁業協同組合事務所において納付するものとする。ただし、前項に規定する遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第 7 条 組合は第 2 条第 1 項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第 2 号による遊漁承認証 (以下「遊漁承認証」という。) を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 8 条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の遊漁に迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 9 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行し、免許の期間適用する。

別記様式第 1 号

遊漁承認証

遊漁承認申請書	
綾北川槻木漁業協同組合	平成 年 月 日
組合長 殿	
	住所
	氏名 印
下記の通り承認を受けたいから綾北川槻木漁業協同組合第 5 種共同漁業に関する内共第 17 号共同漁業権遊漁規則第 2 条の規定に基づき申請します。	
記	
1	採捕物の種類
2	漁具・漁法
3	採捕区域又は場所
4	採捕期間

別記様式第2号

遊漁承認証

(おもて)

(うら)

遊漁承認証 No.

下記のとおり遊漁を承認します。

遊 漁 者	(住所)		
	(氏名)	(年齢)	

承認期間  
漁具・漁法  
遊漁区域  
遊漁料  
発行者  
綾北川槻木漁業協同組合  
代表理事組合長 印

注意事項

- 1 この承認証は遊漁中見やすい所へ保持してください。
- 2 この承認証は期限後は使用できません。
- 3 この承認証は期限後直ちに組合事務所に返還してください。
- 4 この承認証は他人に貸与してはなりません。
- 5 漁場監視員の要求のあるときは承認証を提示してください。
- 6 お互い川をきれいにしましょう。

別記様式第3号

漁場監視員証

(おもて)

(うら)

遊漁承認証 No.

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

氏名	(年齢)		
住所			

有効期間

発行者  
綾北川槻木漁業協同組合  
代表理事組合長 印

注意事項

- 1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。
- 2 常に組合員と連絡を密にし違反等のなきよう指導すること。
- 3 特に監視には懇切に言動を慎むこと。
- 4 漁場監視の結果はその都度組合長に連絡すること。

芦北町内水面漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、芦北町内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第18号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産物（あゆ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁しようとする者は、組合に申請して承認を受けなければならない。ただし、遊漁する場所で漁場監視員に遊漁料を払い込む者はこの限りでない。

- 2 前項の規定による申請は、釣りによる遊漁の場合には口頭でその他の場合には別記様式第1号に示す遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁業の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業はそれぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模
あゆ漁業	釣り 刺網 投網	刺網は1人3張りまで、網の全長15m以内
もくずがに漁業	蟹籠 うけ	1人10籠以内 1人1箇所